

○**小林委員** 私の方からは、四つのテーマについて何点かお伺いをさせていただきます。

初めに、都市計画公園・緑地の整備方針に基づく公園、緑地の整備促進についてお伺いをいたします。

平成十八年に、都、区市町が共同で都市計画公園・緑地の整備方針を策定し、取り組みを進めてこられたわけですが、昨年十二月には、この整備方針が改定されました。改定に当たっては、新たな事業化計画として杉並区の高井戸公園、そして私の地元の練馬城址公園が優先整備区域に選定され、今後、地域における防災拠点としての役割を担った公園整備がなされることになりました。

初めに、練馬城址公園の整備着手が盛り込まれた今回の都市計画公園・緑地の整備方針は、どのような考え方に基づいて改定をされたのかお伺いをいたします。

○**町田都市づくり政策部長** 都市計画公園・緑地の整備方針は、今後十年間で優先的に整備する公園、緑地の区域を明らかにし、計画的、効果的な整備促進を図るものでございます。

整備方針の改定に当たりましては、水と緑のネットワークの形成とともに、東日本大震災を踏まえまして首都東京の防災機能の強化を図るため、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の拡大を図ることといたしました。

加えて、センター・コア・エリア内の長期間利用に供されていない公園等の区域について、地域の防災性の向上や緑豊かな都市空間の形成など公園機能の早期発現を図るため、民間開発の機運をとらえ、まとまった広さの緑地を早期に確保する仕組みを創設したものでございます。

○**小林委員** 練馬区には、既に石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、城北中央公園と四つの都立公園があり、いずれも区民の皆様の憩いの場として親しまれております。練馬城址公園についても、五つ目の広大な公園整備でありまして、地元の関心も高く、私のもとにも既にさまざまなご意見やご要望が寄せられております。

先ほどのご答弁にもありましたが、今回の整備方針の改定では、今後十年間に優先的に進める区域を定めているとのことでしたが、練馬城址公園も含め、いかなる基準に基づいて選定をされたのかお伺いいたします。

○**町田都市づくり政策部長** 優先整備区域の選定に当たりましては、公園等が持つ機能と役割につきまして、防災、環境保全、レクリエーション、景観・魅力の四つの視点と、水と緑のネットワークを形成する上での重要な位置づけになるという観点から、重点化を図るべき公園等を選定いたしました。その上で、これらの公園等につきまして、区域の重要性や整備効果などの面から検討を加え、優先整備区域として設定したものでございます。

これによりまして、都と区市町全体で百五十四カ所、四百三十三ヘクタールについて優

先的に整備を進め、首都東京の防災機能の強化を図るとともに、水と緑のネットワークの形成を図ってまいります。

○**小林委員** 防災機能の強化、また水と緑のネットワークの形成という大目的があると思いますが、公園の整備というのは、都市の顔、また色を変えていくことでもあり、住民、また利用者がどれだけ笑顔になれる公園であるのかが大事ではないかというふうに思います。

私は、練馬生まれの練馬育ちで、幼少期より近くにありました石神井公園に親しんでまいりました。小学校低学年の遠足も石神井公園でありまして、この公園には自分の思い出がたくさん詰まっているといっても過言ではありません。

練馬城址公園については、今後具体的には建設局が整備に着手していくことになると思います。練馬区における重要な取り組みとして、私もしっかりと取り組んでいきたいと思いますが、ぜひとも練馬区の地域住民の皆様の声に十分に耳を傾けていただき、練馬区、そして区民の皆様と一体となって、だれもが笑顔になれる公園整備がなされるよう、今後ともご努力をいただきたいと思います。

次に、歴史的建造物の保存などによる景観形成についてお伺いいたします。

私たちが歴史の呼吸を感じる一つとして、建造物の存在があります。数々の風雪に耐え、数十年、また数百年存在し続けた建造物が今に残ることは、奇跡でもあり、その建物を舞台に繰り広げられたであろう人間模様に思いをはせることは、現代を生きる私たちにも、さまざまなことを教えてくれていると思います。

首都東京にも歴史的な建造物が数多く存在していますが、日進月歩でそのまち並みも変化を遂げています。活発な都市活動が行われている東京においては、歴史的建造物の保存、活用を行うとともに、新しい開発と共存、調和させることが極めて重要であると思います。

そこで、都市再生と歴史的建造物の保存、活用とのあり方について、基本的な都の考え方をお伺いいたします。

○**永島景観・プロジェクト担当部長** 東京が美しく魅力ある都市として一層発展していくためには、都市の再生を積極的に進めながら、歴史と文化を生かした都市づくりを行っていくことが重要でございます。

都は、これまでも都市開発諸制度を活用して、歴史的な建造物である三菱一号館などの保存、活用を図るとともに、東京歴史まちづくりファンドを活用し、柴又帝釈天題経寺大客殿などの都選定歴史的建造物の保存、修復を支援しております。

さらに、丸の内駅舎の復元を契機として、行幸通りなどにおいて歴史的な建造物を生かした一体的な景観形成を図ることにより、美しく風格のある首都の顔づくりを進めております。

今後も、こうした取り組みにより、成熟した都市としての多様な魅力を備えた首都東京を実現してまいります。

○**小林委員** 私は、平成二十二年の第一回定例会の一般質問で、歴史や文化と一体に

なったまちづくりを進めることが重要であるという認識を持ちまして、東京都景観条例に基づいて定めた歴史的景観保全の指針を有効に活用し、広く歴史的な景観形成に努めていくべきだと質問をさせていただきました。

その当時、都からは、この指針は、歴史的な建造物を核とした良好な景観形成を図るため、周辺で建築などを行う場合の配慮事項を定めたものであり、現在は、個々の歴史的な建造物ごとに景観への配慮を行う範囲を設定しているが、より効果的に景観形成を図るため、複数の歴史的建造物などが一定の地域にまとまって存在するような場合は、地域全体を景観への配慮を行う範囲とするように検討していくのご答弁をいただきました。

よりよい景観形成を図るために、歴史的建造物を点としてとらえていくか、また線でとらえていくのか、面でとらえるのか、当然のことながら状況によって一律的な考え方はできないと思いますが、さきの一般質問でご答弁いただいたその後の取り組み状況についてお伺いいたします。

○永島景観・プロジェクト担当部長 東京は市街地が広範囲にわたっており、区市町村の行政界を越えてまち並みが連続しています。都市全体として良好な景観形成を図るため、都全域を景観計画の区域とし、区市町村の景観計画策定に先立ち、東京都景観計画を策定いたしました。

そのため、区市町村が景観行政団体への移行を申し出た場合には、複数の行政界にまたがる景観形成の継承についても前提として移行の協議を行っております。

お話の歴史的景観保全の指針もその一つでございまして、移行に際しては、これまで都が進めている歴史的建造物等の保存、活用の考え方を引き継ぐとともに、地域の特色を引き出せる景観計画となるよう協議しております。

例えば、今後移行が予定されている文京区におきましては、複数の歴史的建造物の集積が見られる地域において効果的に景観形成が図られるよう、地域全体を景観への配慮を行う範囲とすることを検討していると聞いております。

また、都独自の取り組みの例といたしましては、我が国の歴史と文化を代表する風格ある美しい景観を備えている皇居周辺地域に対して、景観誘導区域を設定し、大規模建築物等の建築に際してデザイン協議を行うなど、首都東京の魅力の向上を図っております。

○小林委員 先ほどの公園整備の際にも申し上げましたが、歴史的建造物を中心とした景観形成に取り組む際にも、やはり地域住民の声というのは大変に大事なことであると思います。歴史的建造物は、一度壊れてしまったら取り返しのつかない歴史的価値あるものだからこそ、それを守り継承したいとの強い意思が働くと思います。

歴史的建造物の保存、活用と新しい開発との共存共栄というテーマは、一朝一夕に解決できるものではなく、あらゆる知恵を集結していかなければなりません。今後とも景観形成という取り組みを通じて関係各局と連携をとりながら、歴史の息吹薫る東京、また新進の気概あふれる東京の実現に向け、都の手腕をぜひとも発揮していただきたいと思っております。

次に、先ほどもご質問がございました東京ユビキタス計画についてお伺いをさせていただきます。

現在、最先端の情報通信技術を活用したユビキタス空間場所情報システムを、観光、商業やバリアフリーなどの視点から生かし、日本のすぐれた技術を世界に発信するという方針のもと、平成十七年度より東京ユビキタス計画の実証実験が行われております。既に実証実験より七年目を迎えました。情報通信技術の進歩が年々急速に進む中、実証実験においてもさまざまに反映されていることと思います。

特に、昨年十二月には、爆発的に普及したスマートフォンを活用した実証実験への取り組みもあり、昨年の第四回定例会の私の一般質問で、その実験内容についてお伺いをいたしました。今日までの東京ユビキタス計画の成果と課題についてお伺いをいたします。

○佐藤企画担当部長 東京ユビキタス計画では、情報通信技術を十分に活用し、まちを訪れた人が必要な情報をその場で手軽に得ることができるユビキタス都市を目指しております。

そのため、平成十八年度から銀座地区におきまして、地元の方々の協力のもと、まちの情報提供や移動支援などのためにユビキタス環境を整備するとともに、そのインフラを民間企業に開放し、民間公募実験を積み重ねてまいりました。

昨年末からユビキタス環境に対応したスマートフォンが活用可能となり、先月からはアイフォンでも一部の機能に対応できるようになってきておりまして、現在利用者が着実に増大しつつあります。民間公募実験におきましても、今年度はすべての参加企業がスマートフォンによる実験を行っているという状況でございます。

課題といたしましては、ユビキタス技術の実用化に向けて民間企業にビジネスモデルの構築を促すこと、民間ビジネスの展開に当たり、道路内に設置された機器の法的位置づけなど必要な制度構築を行うこと、さらに、災害時にも寄与する情報提供手段としての可能性を探ることが挙げられております。

○小林委員 ありがとうございます。今ご答弁いただいた成果、そしてまた新たに見えてきた課題も踏まえて、引き続き計画を実施していくことになると思いますが、今後さらにどのような取り組みを予定されているのか、確認をさせていただきます。

○佐藤企画担当部長 民間公募実験等の機会を通じまして、スマートフォンを活用した実験に参画する事業者数の拡大及び実験の多様化を図り、モデルとなる民間ビジネスの展開に早期につなげていきたいと考えております。

また、場所情報が入ったICタグなど、道路内に設ける情報機器を道路法に明確に位置づけるよう、国に対して引き続き要望するとともに、道路管理者などとの協議を進めてまいります。

さらに、災害時の情報提供手段として活用できる位置特定技術の可能性につきまして、地元区など関係機関とともに検討を進めてまいります。

こうした取り組みを通じまして、まちの魅力や活力を高めるとともに、だれもが安心してまち歩きを楽しめるユニバーサルデザインのまちづくりを目指してまいります。

○**小林委員** 今ご答弁の中で、災害時の情報提供手段として活用できるシステムの可能性を検討していくとのご答弁がありました。今後の課題として非常に大事な視点ではないかと思えます。

東京都帰宅困難者対策条例においても、安否確認と情報提供のための体制整備という点について盛り込まれておりますが、本年の第二回定例会の際に、我が党の高倉議員の一般質問の中で、帰宅困難者への情報提供の方策として、スマートフォンにおける専用のアプリケーションの提供を提案したところ、総務局を中心に今検討が始められていると聞いております。

災害対策として、使える手段を幅広く検討していくという視点は大変に大事ではないかというふうに思います。このユビキタス計画で得られた成果、課題を検証しつつ、災害時の情報提供手段として寄与できるような取り組みをぜひとも具現化をしていっていただきたいと思えます。

最後に、建物の試験機関と検査機関の登録制度についてお伺いをいたします。

建物の工事では、柱やはりなどが構造的に必要な強度を持っているのかを確認するため、コンクリートの試験や鉄骨の溶接部の検査が行われております。

都では、このような試験や検査を行う機関について東京都独自の登録制度を設けておりますが、この東京都独自の登録制度が創設された背景についてお伺いをいたします。

○**砂川市街地建築部長** 平成七年の阪神・淡路大震災では、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が見られたため、建築基準法が改正されまして、平成十一年に中間検査制度が創設されております。

都は、平成十二年に、完了検査に加えまして中間検査の際にも、工事施工者や工事監理者にコンクリートや鉄骨、鉄筋などの材料や接合部の試験及び検査の結果を提出することを義務づけております。

工事施工者や工事監理者は、通常、コンクリートや鉄筋などについては試験機関に、鉄骨の接合部などにつきましては検査機関に試験、検査を依頼していることから、これらの試験検査機関の信頼性、透明性を向上させることが重要でございます。

こうしたことから、都は、試験、検査に必要な資格を持った技術者を備えるなど、一定の技術力を有する試験機関及び検査機関を都知事登録機関として登録する制度を平成十四年に創設したものでございます。

○**小林委員** 都知事登録制度創設の背景として、阪神・淡路大震災を契機として、施工段階での検査が重要であること、また、試験及び検査制度の信頼性確保が大事であることのご答弁でしたが、懸念される首都直下型地震に備え、建築物の試験及び検査はますます重要性を増してくるのではないかと思います。

公明党は、東日本大震災の教訓をもとに、災害に強い国づくりを強力に推進していくために、防災・減災ニューディールを掲げ、推進のための法律案も国会に提出しております。これは国が基本計画を定めて、十年間の集中期間を設けて、老朽化した橋や堤防などの

修繕、改築を計画的に行い、耐震上の懸念がある建物について耐震改修を加速させていくものですが、建物の安全性の確保のための試験、また検査も重要な役割を果たしていくと思います。

平成十四年の制度創設以来十年が経過しましたが、その間、工事現場においては、作業の省力化や合理化のため、これまでと違う施工方法が行われるようになり、それとともに新しい検査の方法も取り入れられております。

例えば鉄筋の継ぎ手については、切り取ったサンプルを試験機関に持ち込んで行われる破壊試験が一般的に採用されていますが、工事現場で行うことができる非破壊検査も用いられています。しかし、現在の登録制度では、非破壊検査の検査機関は鉄骨だけで、鉄筋は対象となっておりません。

こうした状況を踏まえ、都は、鉄筋を対象とする登録制度の改正を検討していると聞いておりますが、その進捗状況について伺います。

○砂川市街地建築部長 鉄筋の継ぎ手につきましては、近年、検査に要する手間やコストの削減への要求に加え、特に超高層建築物などで従来行われてきた圧接継ぎ手に加えまして、溶接継ぎ手や機械式継ぎ手も多く採用されていることから、超音波探傷検査などの非破壊検査の需要が増加してきております。

このため都は、鉄骨の溶接部に加えまして、新たに鉄筋の継ぎ手につきましても、超音波探傷検査などの非破壊検査を行う検査機関を都知事登録制度に追加することを考えており、現在、検査機関の業務の執行体制や検査業務に必要な施設などについての基準について、検討を進めているところでございます。

○小林委員 私、都議会に送り出させていただく以前は衆議院議員の秘書をしておりましたが、その秘書をしていました議員は、もともと超音波探傷検査の研究者でありました。その関係もありまして、秘書時代より、この非破壊検査や超音波探傷検査について私も関心を持って取り組んでまいりました。

また、十年前の都知事登録制度の創設の際には、関係業界の方も、都の先駆的な取り組みを大変に評価されておりました。鉄筋を対象とする登録制度の改正については、検討を進めているとのご答弁でありましたが、防災対策の大事な一翼を担う検査体制の充実のために、関係者とも十分な協議を重ねながら、かつ早急に検討を進めていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。